

高 事 第 1885 号
令和 5 年 10 月 12 日

高齢者施設等管理者・施設長 様
介護サービス事業所管理者 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

介護現場における感染対策の手引き（第3版）について

日頃より大阪府福祉行政への御理解御協力を賜りお礼申し上げます。

今般、国において新型コロナウイルス感染症に関して最新の知見を反映し、感染症法の位置づけ変更等その他所要の見直しを行い、「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」が策定されましたのでお知らせいたします。

各高齢者施設等におかれましては、介護現場における感染対策力の向上のため、感染対策委員会の開催及び研修並びに訓練の定期的な実施等の感染管理体制の構築をはじめ、日頃からの感染対策及び感染症発生時の対応等について、本手引きをご活用いただき取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、今回の手引きの見直しにより、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の指定権者である府への報告につきましては、これまでは感染者が発生した場合には人数に関わらず報告をお願いしていましたが、今後はその他の五類感染症と同様に、患者が集団発生（10名以上又は全利用者の半数以上）した場合にご報告くださるようお願いいたします。

【介護現場における感染対策の手引き掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_isha/taisakumatome_13635.html



問い合わせ先
大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課
施設指導グループ 06-6944-7106